

第2章 行政改革の重点事項

【わが『たかなべ』を誇りに思う

『活力』、『ふれあい』、『生きがい』

のあるまちづくり】の実現

1. 効率的で質の高い行政運営の推進

(1) 事務事業の見直し

ア. 事務事業の整理・合理化

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する町民ニーズに的確に対応するため、行政の責任領域を改めて見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率・効果等を十分考慮して、事務事業の一層の整理合理化を図ります。

イ. 新たな行政課題への対応

複雑多様化する行政需要をはじめ、急速に進展する少子・高齢社会や環境問題等、新たな行政課題を的確に把握し積極的に取り組むと共に、行政評価制度を導入し、効率的で質の高い行政の実現や成果重視の行政への転換を図ります。

ウ. 広域行政への推進

高度情報化の進展や総合交通網の整備などにより、地域住民の生活圏は行政区域を越えてますます拡大しています。

近隣市町村との連携を深めながら、市町村合併を念頭におき、広域行政の推進に向けた取り組みを行います。

エ. 町有財産の効率的運用

町有地の遊休地・貸付地等の使用状況を検討し、処分可能なものについては払い下げを行い、住民の利便と地域の活性化等の相乗効果を図ります。

オ. 窓口サービスの改善

行政に対する住民の評価は、窓口・現場事務における対応に左右されるため、常に住民サービスの基本となる適切な接遇の向上や縦割り主義的な対応の是正等の改善に努めます。

(2) 組織・機構及び定員管理

ア. 機能的な組織・機構の形成

新たな行政課題や多様なニーズの中にあっても、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、最も機能的かつ効率的な組織・機能を目指して積極的に再編整備を図ります。

イ. 定員管理の適正化

より効率的で健全な行財政運営を構築するため、事務事業を見直し外部委託等を積極的に進めると共に、地方分権の推進や新規の行政需要に対しても、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、定員管理の適正化に努めます。

ウ. 公営企業会計の経営健全化対策

公営企業会計は、独立採算性の原則の下に、経営基盤の安定と地域住民のサービス確保のため、経営の現状及び今後の見通しについて十分な検討を行い、中長期的な展望に立った経営健全化に努めます。

(3) 給与等勤務条件の見直し

ア. 給与の適正化

給与の適正化については、人事院勧告を尊重しつつ、職員の能力や業績などが的確に反映されるような給与体系への転換など、今後予想される公務員制度改革の動きに注目し、国・県及び他の地方公共団体との均衡を図りながら、適切な給与水準の維持に努めます。

イ. その他の勤務条件の見直し

旅費やその他の勤務条件に関しては、給与制度と同様の観点に立ち、社会経済情勢等を考慮しながら、必要な見直しを行います。

(4) 職員の能力開発等及び人材育成の推進

ア. 人材の育成及び確保

地方分権時代において、前例や固定観念にとらわれず、常に改革・改善の気概で対応するなど、町民の意見に謙虚に耳を傾けながら、柔軟な姿勢で、真に求められる町民サービスを提供していけるような「能力」と「意欲」を持った、職員の人材育成を積極的に推進します。

また、多様化する町民ニーズに的確に対応できる人材の確保に努めます。

イ. 職員研修体系の確立

複雑化、多様化する町民ニーズと、社会経済情勢の変化に対応し、行政課題を的確に解決できる職員を育成するため、多様な研修機会の提供や研修内容の充実を図り、職員の高度な能力や専門的能力の開発などに努め、職員の意識改革を図ります。

ウ. 人事評価制度の検討

多様化する町民のニーズに的確に応えられる職員の能力開発と資質の向上を図るためには、公正な人事管理制度の確立が重要となっていることから、今後、予想される公務員制度改革の動きを注視し、「人事評価制度」を実施している自治体の内容・成果等を調査・研究します。

2. 分権型社会に対応した財政基盤の強化

(1) 経費節減、合理化等による財政の健全化

ア. 中長期的な財政の健全化

事業の予算化については、必要性・緊急性などに応じて厳しい選択を行いながら、収支のバランスを考慮し、限られた財政の有効活用と、中長期的な視点で計画的財政運営に努め、健全財政の確立を図ります。

イ. 経費の節減・合理化と厳正な予算執行

経費全般について徹底的な見直しを行うこととし、特に補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査し抜本的な整理合理化を図ります。

また、新設する場合は、既存の補助金等の整理を行うと共に、終了期間を設定し、経費の抑制に努めます。

ウ. 自主財源の確保

町税の確保は、新たな行政課題や町民のニーズに応えるための重要な財源です。課税客体の的確な把握による税込確保や徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。

また、使用料及び手数料については、管理運営の効率化を進め、経費節減を図ると共に、住民負担の公平性の確保や受益者負担の原則に立ち定期的な見直しを行い、適正化に努めます。

(2) 行政情報の電子化の推進

ア. 事務の効率化

「電子自治体」の一環として整備される庁内 LAN(*1)や総合行政ネットワーク(*2)

を積極的に活用し、庁内各課の共通事務の効率化や庁内情報の共有化を実現すると共に、文書の電子化に努め、事務事業の一層の簡素効率化を図ります。

(*1)LAN (Local Area Network)

パソコンなどの端末装置を通信回線で接続し、施設内の限られた範囲で使用される情報通信ネットワークのこと。

(*2)総合行政ネットワーク

全地方公共団体を結び、電子化された行政情報の交換等を効率的に行うための行政ネットワークのこと。

イ. 情報通信基盤の整備

行政サービスの一層の拡充と事務の効率化を推進するため、本庁舎と出先機関等を接続した全庁的な行政情報ネットワークを構築すると共に、総合行政ネットワークに参加することにより、国の霞ヶ関WAN(*3)とも連携し、国・県・全国自治体との情報を活性化します。

(*3)霞ヶ関WAN (霞ヶ関 Wide Area Network)

各府省の施設内のネットワークを相互に接続して府省間で各種の情報交換を行おうとするネットワークのこと。

3. 町民と協働によるまちづくりの推進

(1) 町民の参画と協働の推進

ア. 町民の参画機会の拡充

活力に満ちた魅力ある地域社会を築き上げるため、町民の声を政策・施策の形成に生かし、町民が積極的に参画できる環境づくりに努めます。

イ. 町民との協働の推進

町政に町民の情熱・知識・経験・行動を活用するため、町民と協力関係を確立し、各種情報の提供や活動拠点の確保などの支援を行いながら、NPO(*4)法人やボランティア団体など町民団体との連携を図り、町民との協働によるまちづくりを推進します。

(*4)NPO (Non Profit Organization)

公益を目的として市民活動やボランティア活動などをする人々が結成する民間非営利組織のこと。

ウ. 自主自立に向けた役割分担 (補完性の原則)

『個人の尊厳を最大限に尊重し、住民自身やコミュニティなどの小さな単位でできることはそれら小さな単位 (自助・共助) に任せ、自治体や国などが介入すべきでなく、小さな単位では解決不可能あるいは非効率なもののみを、自治体や国な

どの大きな単位が行う（公助）べきである。』という、住民を中心にとらえた「住民・地域・企業・行政の役割分担」に努めます。

（２）民間活力の有効活用

ア．外部委託等の推進

町の適正な管理監督の下、専門的知識や弾力性・柔軟性のある民間活力を生かしながら、行政責任の確保、町民サービスの維持・向上、経費節減などによる運営の効率化に留意しつつ、積極的に外部委託を推進します。

イ．PFI（民間活力による社会資本整備手法）の検討

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設などの整備を図ることを目的とするPFIの事務事業導入を調査研究します。

（３）公正の確保と透明性の向上

ア．行政手続きの改善の推進

インターネットを利用した電子申請・届出システムや住民基本台帳ネットワークシステムなどの整備により、情報通信技術を活用して町民が各種申請・届出のため、役場の窓口まで出向いたりすることを極力少なくするほか、事務手続きの簡素化・迅速化を図ります。

イ．情報公開の推進

町民参画を推進する上で、行政運営に関する情報を積極的に提供することは、町民の意見などに謙虚に耳を傾け、十分に説明を加えながら、広報の充実に努めます。

また、情報公開法の施行に伴い、情報公開条例の整備を図ったところであり、今後は、個人情報保護に向けた取り組みを行います。

（４）公共施設の設置及び管理運営

ア．公共施設の整備プロセスの確立

公共施設の設置に当たっては、事前に当該施設の役割、機能、運営方法、利用見込み、経費、地域住民の意見など多面的に検討し、効率的な施設の設置に努めます。

イ．公共施設の有効活用及び効果的な管理運営

既存施設については、利用状況等の分析を行い、広域的な利用や需要の多い利用目的への転用、施設の改善など出来る限りの有効活用を図ります。

また、施設の管理運営については、利用状況に応じたサービスを町民に提供すると共に、社会ニーズに対応した運営の改善を図ります。